

資料2-33 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳（令和3年3月31日現在）

規則番号	施設種類	施設数	割合（％）
5	有機溶剤貯蔵施設	254	79.9
2	揮発油貯蔵施設	35	11.0
3	ナフサ貯蔵施設	21	6.6
1	原油貯蔵施設	8	2.5
合計		318	100.0

規則とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第4条のことです。